

平成30年6月29日

中学生と保護者のみなさんへ

河内長野市立中学校校長会
河内長野市教育委員会教育指導課

中学校の評価について

大阪府教育委員会では、平成28年度の大阪府公立高等学校入学者選抜より、調査書の各教科の評価は、目標に準拠した5段階の評価（いわゆる絶対評価）とされました。文部科学省が各教科や学年で学ぶべきことを示した学習指導要領の目標をどの程度実現できたのか、その実現状況（達成率）を見る評価です。

河内長野市では、これらの変化に対応するため、市内統一のルールを定めました。そして、そのルールを下記のように定めましたので、お知らせいたします。

☆市内統一ルール 満足できる ⇒ 達成できる に表記を変更

観点別評価（A・B・C）

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 【A】 十分達成できていると判断されるもの | (=目標の75%に達しているもの) |
| 【B】 概ね達成できていると判断されるもの | (=目標の45%に達しているもの) |
| 【C】 努力を要すると判断されるもの | (=目標の45%に達していないもの) |

評定（5段階）

- | | |
|------------------------------------|--------------------|
| 【5】 十分達成できていると判断されるもののうち、特に程度が高いもの | (=目標の85%に達しているもの) |
| 【4】 十分達成できていると判断されるもの | (=目標の75%に達しているもの) |
| 【3】 概ね達成できていると判断されるもの | (=目標の45%に達しているもの) |
| 【2】 努力を要すると判断されるもの | (=目標の20%に達しているもの) |
| 【1】 一層努力を要すると判断されるもの | (=目標の20%に達していないもの) |

《参考》 1・2年生の場合

市内統一ルールにより学校で評価 ⇒ 府内統一ルールによる評定の修正
(通知表の評定数値) (調査書【進路用評定】へ記載する数値)

3年の場合

市内統一ルールにより学校で評価 ⇒ 府内統一ルールによる評定の修正におい
(通知表の評定数値) ても、市内統一ルールで修正
(調査書【進路用評定】へ記載する数値)